

神森小学校水泳指導委託事業仕様書

1 事業の目的及び内容

本事業は、浦添市立神森小学校の体育科における水泳指導について業務委託することにより、プール施設、水泳指導業務及び移動手段を確保し、当該校における円滑な水泳指導に資することを目的とする。

2 実施対象校

浦添市立 神森小学校 浦添市勢理客1丁目4番1号

3 事業の実施場所

委託者が所有する水泳施設（プロポーザルにより決定）

4 実施期間

(1) 契約締結日～令和12年3月31日（当該校の行事と重ならないように調整）

(2) 実施回数：1学年10コマ以上（1コマ45分）※原則2コマ連続を1回とし、5回実施。

(3) 実施時間：2校時～4校時（バス送迎を含む）

（例）1校時終了時刻9時35分前後、4校時終了時刻12時25分前後

水泳指導時間90分間（準備運動を含む）

※事前に予定していた実施日に気象状況等により水泳指導を行うことができなかった場合には、当該校と受託者において協議し、別日に実施回数を確保すること

5 業務の流れについて

(1) 指導内容

指導内容は、『小学校学習指導要領解説体育編』の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に、当該校と受託者で打ち合せの上、決定すること。

①グループ分け 児童を泳力別に複数のグループとした指導を基本とし、個々の実態を踏まえた指導を実施するものとする。その際、各グループにつき1名以上の担当が指導を行う。

②泳力判定 学校と連携を図りながら泳力判定を行う。

6 施設について

(1) 場所

① 受託者が所有するプール施設とする。

② 水泳指導の時間は、一般利用客の使用を禁止し、当該校が占有するプール施設を有すること。

(2) プール

① 衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施し、認定を受けていること。

② 縦25m、横10m以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設とする。また、水深については、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。

③ コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。

④ 児童が、シャワーを浴びることができる温水シャワー施設があること。

(3) その他の施設等

① 保健施設

- ・体調不良や怪我等の児童が休ませることができる区切られた場所を確保すること。
- ・AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

② 更衣室

- ・男女別の更衣施設があること。
- ・着替えのために必要なスペース及びロッカー等が十分に確保できること。

③ トイレ

- ・プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保の為にシャワー施設があること。

④ 空調施設等

- ・更衣室、プール室の気温は調節が可能であること。

⑤ 水温は調節が可能であること。

7 移動手段及び行程表

- ① 1学年(当該校児童及び引率教員を含め)が、全員一斉の水泳授業に支障が無い移動ができるよう、バス等を確保し、運転業務も行うこと。
- ② 移動にあたっての児童等のバスへの乗り込み場所及び時刻等については、当該校と受託者で調整し、事前に乗り込み時刻、移動ルートを確認すること。

【タイムスケジュール (案)】

○月曜日から金曜日 2校時～4校時

9:30 (バス待機) →9:35 (学校発) →9:50 (プール着) 10:00～11:30 (水泳授業) →11:50 (プール発) →12:05 (学校着)

※プール指導時間 (90分間：準備運動を含む)

8 その他

(1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

(2) 水泳指導の流れ

① 指導内容等打ち合わせ

当該校と受託者は、移動、水泳指導に関して事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととする。打ち合わせの場所については、当該校と受託者が協議し決定する。

② 実技研修

受託者が所有するプール施設において、当該校の教員と受託者は、指導内容が安全かつ効果的に水泳指導が行われるよう実技研修を実施すること。

③ 実施

実施にあたっては、授業立案は当該校が行い、技術指導は受託者が行うこと。また、チームティーチングにより、安全で効果的な指導を行うこと。

④ 当該校と受託者は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌等を記載し、指導にあたった教員・インストラクター、指導内容、児童の健康の状況を記録すること。

受託者は、全ての水泳指導が終了後は、すみやかに決算書及び完了報告書を作成し、委託者へ提出すること。

⑤ 受託者は、バス運行時及び実施施設内で事故や怪我及び体調不良の児童があった際の対応方法について、当該校と事前に打ち合わせを実施し、マニュアルを作成すること。

(3) 受託者は、児童等の個人情報や画像、動画等を使用してはならない。

(4) 責任の所在及び費用負担

移動時や水泳指導にあたっては、児童の安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。万が一、事故が起こった場合は、当該校と協力して、事態の収拾を図り、事故の経緯等について遅滞なく委託者へ報告すること。

なお、以下の場合には、受託者がその責任を負い損害を賠償しなければならない。

- ① 受託者が契約の履行に関し、インストラクターの過失等により当該校児童、教員等及び委託者に損害を与えたとき。
- ② 受託者施設の瑕疵のため児童及び教員に対し事故が発生した場合。
- ③ 水泳指導のためのバス移動中に事故が発生した場合。ただし、受託者の注意を聞かず、受託者の規則に反した行為等による事故はこの限りではない。
- ④ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合において、委託者に損害が生じたとき。

(5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び委託者の協議により定めるものとする。